

2023年（令和5年）5月19日

株式会社メルペイ代理人  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士 堀 天子 先生  
弁護士 二神 拓也 先生  
弁護士 有村 友太 先生

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者機構日本  
代表理事 副理事長 佐々木幸孝

### 当機構の見解、協議終了及び公表について

#### 1 貴社の令和5年3月10日付回答書に対する当機構の見解について

当機構の申し入れに対して、貴社がこれまで誠意をもってご対応いただいたことには感謝いたします。

但し、今回の回答書においても、初回の延滞事務手数料300円を徴収するという貴社の見解が変わらず、当機構の見解と異なっているのは大変残念といわざるを得ません。貴社はその理由として以下の3点を述べていますが、その点に関する当機構の反論を併せて記載いたします。

(1) 貴社は、延滞事務手数料を一定額に定めて遅延損害金とは別に徴収することは、消費者契約法9条2号に反しない旨を主張しています。またそれに沿うものとして裁判例を挙げています。この点については当機構でも予め検討したところで、裁判例では、実際に要する催告費用であることから同条項に反しないとしているものです。ところが貴社との面談の中で確認できたのは、当該延滞事務手数料は引用されている裁判例とは異なり、実際に催告を実施するか否かに関わりなく定期的に事務経費として徴収しているということでした。それであれば催告費用とはいえず一般管理費というべきものであり、定期的に徴収する違約金としての性格のものであり、遅延損害金と別に徴収することはできない、と考えています（事業者実際に生ずべき平均的な損害以上の賠償を認めない9条1号における判例理論と統一的に解釈すべきと考えております。）。

(2) 次に貴社は、日本クレジット協会も、催告や弁済の受領に要する費用を購入者に負担させることを認めている、あるいは貴社と同様の後払いサービスを提供する事業者も同様の定めを置いている例が多くみられることを理由としています。しかしながら、当機構としては日本クレジット協会の契約条項ひな形や他の後払いサービスを提供している事業者の延滞に伴い発生する事務手数料が、実際に要する催告費用に止まらず、その事業者の一般管理費をも負担させるものであれば、やはり不当であると考えていることをお伝えいたします。

(3) また貴社は、当機構が未払利用代金額の多寡にかかわらず、半月ごとに一律の延滞事務手数料を徴収することにより、少額な利用者ほど過酷な結果になっており、酷い例では半月で利用額の数倍の延滞事務手数料が徴収されるなど明らかに暴利行為といえる場合があり、このような場合は延滞事務手数料の定め自体が民法の公序良俗に反して無

効である、と主張していることに対し、利息制限法の適用を受ける契約ではない、あるいは事務手数料であるから暴利行為ではない、と主張しています。しかし当機構は暴利行為の一つの目安として利息制限法の遅延損害金の上限を仮に所定したに過ぎず同法の適用を主張しているわけではないことは文脈から明らかです。また事務手数料として徴収しているから公序良俗違反との評価を免れるものではありません。さらに民法の公序良俗違反の場合には利息制限法における一部無効と異なり全部無効を主張して、全額の返金を求めることも当然認められるものです。この点に関する貴社の反論も理由がないと考えます。

## 2 当機構の貴社に対する今後の方針について

当機構と貴社との間には、なお見解に隔たりがあるわけですが、その中で貴社からは初回の延滞事務手数料 300 円を除いた延滞事務手数料に関して年率 14.6%を超える部分については、対象消費者に返還する旨の回答をいただいています。見解を異にするなかで貴社としては精一杯の譲歩をされたものと思料し、事務的な負担が決して少なくないと思われるところ消費者への返金に踏み切った貴社の企業姿勢は評価に値するものと考えています。

よって、当機構としては、貴社との協議はこれ以上続行することなく、終了としたいと考えております。但し、広く対象消費者に返金の事実を知っていただくために貴社による返金が行われる事実と、貴社との見解の相違は明確にしつつ貴社との協議が終了した旨の公表を当機構のホームページ上で行う所存であります。

公表文案を添付しました。貴社の返金対応の実施時期と方法についても、公表する必要があると考えますので、6月20日までにご教示ください。この公表は、当機構の責任で行うものですが、事実と異なる表記等ございましたら、やはり、6月20日までにご連絡ください。

また恐縮ですが、返金を実施された後で、その実績についてご報告いただきますようお願いいたします。

以上

添付資料 公表文案

本件についての連絡先  
特定非営利活動法人消費者機構日本  
専務理事 板谷伸彦  
電話 03-5212-3066  
Fax 03-5216-6077  
E-mail itadani@coj.gr.jp